厚生労働省告示第 72 号に基づく厚生労働大臣の定める掲示事項

2026 年 10 月 1 日現在

入院基本料に関する事項

1.　入院基本料について　【一般病棟入院基本料 10：1】

当病棟では、1 日に 1 3 人の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝 8：30～夕方 17：00 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 3 人以内です。
- 夕方 17：00～朝 8：30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。

2.　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策について、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さまに関する診療計画を策定し、入院後 7 日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策に係る体制の基準を満たしております。

入院時食事療養に関する事項

◆入院時食事療養（Ⅰ）

当院では、管理栄養士により患者さまの疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っており、適時・適温で提供しております。（朝食 8：00、昼食 12：00、夕食 18：00 ごろとなっています）

◆入院時食事療養費の標準負担額について（1 食につき）

【70 歳未満の方】

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1 食 550 円
住民税非課税世帯	過去 12 か月の入院日数	90 日以下	1 食 270 円
		90 日以上	1 食 220 円

【70 歳以上の方】

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1 食 550 円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)	過去 12 か月の入院日数	90 日以下	1 食 270 円
		90 日以上	1 食 220 円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			1 食 130 円

◆特別食の提供

患者さまの病状に合わせた特別食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食など）を提供しております。

明細書の発行に関する事項

当院では、請求書を発行する際、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない患者さまは総合受付にお申し出ください。

特定療養費に関する事項

◆特別療養環境室について

当院では、1 人部屋を特別療養環境室として届け出ております。入室をご希望される患者さまは、入院時に病院スタッフまでお申し出ください。ご不明な点等につきましては、 1 階総合受付または病棟ナースステーションにてお尋ねください。

◆入院期間が 180 日を超える入院について

患者さまの事情により長期に入院される場合は、180 日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合がございます（難病等の患者さまを除く）。

料金は、「180 日を超えた日以降の入院に係る厚生労働大臣が定める点数」に 100 分の 15 を乗じた点数につき、1 点を 10 円とした額に消費税を足した金額となります。